現　場　説　明　書

工　事　名　　国立青少年教育振興機構

国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課　長	課長補佐	施設管理課	担　当

１ 工事名　　国立青少年教育振興機構　国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事

２ 工事場所　奈良県宇陀郡曽爾村太良路１１７０（国立曽爾青少年自然の家構内）

３ 完成期限　令和４年１１月１５日（火曜日）

４ 一般事項

現場説明書の適用方法

⑴ ・印で始まる事項については、〇印を付した事項のみ適用する。

⑵ 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

⑶ ═══印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

５ 施工に関する事項

⑴ 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

⑵ 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける（　　号）　　〇設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模（㎡）	１０内外	２０内外	３５内外	６５内外	１００内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦ その他

ａ）工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

ｂ）既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

ｃ）撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

ｄ）工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む　　⊙構内より分岐できる

③ 工事用電話

・構外より引込む。　　⊙携帯電話にて対応する

④ 工事用給水

・構外より引込む。　⊙構内より分岐できる。　・さく井する。　・

⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置~~は別図により~~、排水は~~別図又は~~監督職員の指示による。

⑥工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦ その他

工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立吉備青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区　　分	大　き　さ	種　　類	組
敷地状況写真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
着工前写真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
工　事　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
完　成　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のＡ３版２つ折り製本を３部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵３本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第３の規定による、

工事費内訳明細書
- ⊙　提出する。
- ・　提出しない。

工　　程　　表 ⊙　提出する。
・　提出しない。

② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア　保管金領収証書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ　保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山川　寿典**と記載するように申し込むこと。

ウ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

②　契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前
の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山川　寿典**と記載するように申し込むこと。

ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③　契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④　契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」(平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課)により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第９第２項第１号から第３号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金~~及び中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から２回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては，工事請負契約締結後原則40日以内）に，発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

①基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

②基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後１年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。

② 目的以外の使用は禁止とすること。

③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

~~(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について~~

~~デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので~~

~~ある。~~

~~本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。~~

~~なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。~~

~~① 必要な機器・ソフトウェア等の導入~~

~~受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2. 」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。~~

~~② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入~~

~~受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2. 」による。~~

~~なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。~~

~~③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品~~

~~受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_dogital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。~~

独立行政法人　国立青少年教育振興機構

国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事

図面番号	図　面　名　称	SCALE
M−00	タイトル・図面リスト	——
M−01	機械設備工事　特記仕様書（1）	——
M−02	機械設備工事　特記仕様書（2）	——
M−03	附近見取り図・配置図	——
M−04	機械設備　地階・1階平面図［改修後］	S=1/ 100
M−05	機械設備　機器リスト・オイルタンク回り平面詳細図［改修後］	S=1/50
M−06	機械設備　地階・1階平面図［現況・撤去］	S=1/100
M−07	機械設備　機器リスト・オイルタンク回り平面詳細図［現況・撤去］	S=1/50
M−08	地階・1階平面図・断面図	S=1/100

独立行政法人国立青少年教育振興機構								令和4年5月					
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事										株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283R 一級建築士（登録193320）岩崎　平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN		
図面名称	タイトル・図面リスト						縮尺	A2: 1/100					
図面番号	M−00		室長		係長		技術専門員		担当		設計者		Rev

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称　　国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事
2. 工事場所　　奈良県宇陀郡曽爾村太良路１１７０
3. 完成期限　　令和　４　年　１１　月　１５　日(火)
4. 工事種目　　●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／検討及び屋外						屋外
空気調和設備	●	○	○	○	○	●
換気設備	○	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○	○
特火設備	○	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○	○
昇降機設備	○	○	○	○	○	○
機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○
井水揚水設備	○	○	○	○	○	○
医療ガス設備	○	○	○	○	○	○
雨去工事	●	○	○	○	○	●

5. 工事概要
   1. 地下オイルタンクからの屋外配管（地中）の更新。
   2. 地階機械室、自家発電室のオイルギアポンプの更新。
   3. 工事箇所周辺のコンクリート土間等のやり替え（地下オイルタンク上部土間かさあげ）。

Ⅱ. 機械設備工事仕様

1. 共通仕様
   1）本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）（以下「改修標準仕様書という。」）及び公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（以下「標準図という。」）による。
   2）工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。
2. 特記仕様
   1）項目及び特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし●印のない場合は※印を適用する。
   2）特記事項に記載の（　）内表示番号は標準仕様書の編・章・節・項を示す。また、〈　〉内の表示番号は改修標準仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項目	特記事項
一般事項	● 適用基準等	● 土木部建築工事監督及び検査要領　奈良県土木部 ● 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集　奈良県土木部 （1.1.1.1）〈1.1.1.1〉
	● 設計図書の優先順位	（1）質問回答書（以下（2）から（5）に対するもの） （2）現場説明書 （3）特記仕様書 （4）図面 （5）標準仕様書・改修標準仕様書 以上（1）から（5）の順番のとおりとする。 ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	● 官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て請負者が行うこと。この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県土木部）」の書式に従い、日程管理を行う。　（1.1.1.3）〈1.1.1.3〉
	● 工事実績情報の登録	適用する。　（1.1.1.4）〈1.1.1.4〉
	● 他工事との取合い	別記工事区分表による。　（1.1.1.7）〈1.1.1.7〉
	● 疑義に対する設計変更	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。　（1.1.1.8）〈1.1.1.8〉
	● 概成工期	現場説明書による。　（1.1.2.1）〈1.1.2.1〉
	● 給合施工計画書	工事の着手に先立ち、給合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。　（1.1.2.2）〈1.1.2.2〉
	○ 電気保安技術者	電気保安技術者は、（事業用電気工作物に係る工事の調査、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に、）監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。　（1.1.3.2）〈1.1.3.2〉
	● 施工条件	現場説明書による。　（1.1.3.3）〈1.1.3.3〉
	● 施工中の安全確保	工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、請負者の責任において直ちに解意をもって対応する。　（1.1.3.5）〈1.1.3.5〉
	● 交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにするとと共に、工事関係車両の出入口については、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また工事着手前に警察その他関係機関、地元自治会監督職員などと十分打ち合わせのうえ安全管理を行う。　（1.1.3.6）〈1.1.3.6〉
	● 災害時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。　（1.1.3.7）〈1.1.3.8〉
	● 施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の化学物等安全データシート（MSDS）を熟読し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。　（1.1.3.8）〈1.1.3.9〉
	○ 発生材の処理等	○ 引き渡しを要するもの（　　）　（1.1.3.9）〈1.5.1.1〉〈1.5.1.2〉 ○ 特別管理産業廃棄物に関しては、「III. 機械設備屏体工事仕様」を適用する。 ○（　　）　○（　　）　○（　　） ○ 現場において再利用を図るもの（　　） ○ 再生資源化を図るもの ○ コンクリート塊　○ アスファルトコンクリート塊　○ 建設発生木材 ○ 再生資源利用（促進）計画（実施）書を提出する。 （建設副産物対策近畿地方連絡協議会編） ○ 産業廃棄物の処理 関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、現内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出する。 ○ フロン類（冷媒及び消火ガス等）は、妥当回収後破壊処分を行い、証明書を提出する。 ○ 特定家庭用機器再商品化法に該当する物は適法処理とする。 ○ ユニット形エアコンディショナー（ウインドド形エアコンディショナーは室内ユニットが壁掛形もしくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
	● 機材等	※別記（設備機材）に掲げる設備機材は、（社）公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの（ただし、評価の有効期限内のものに限る）を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編1．4．2(ｃ)の品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書等は除く）に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。 ※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するものまたはこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
	● 建築材料・設備機器	※建物内部（天井裏、床下、PS、EPS、DS等を含む）及びダクト等の内部に使用する下記に掲げる各材料・機材等は、それぞれに定められた基準等に適合するものを選定する。　（1.1.4.2）〈1.1.4.2〉

材料等	基準等
①接着剤	次の1．2及び3を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。ただし、上記写真は、アルバム製本とする。）
②保温材 緩衝材 断熱材	次の1．2を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。
③塗料	次の1．2及び3を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。
④設備機器	製品を構成する建築材料は、次の1及び2を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。　（1.1.4.1）〈1.1.4.1〉

なお、F☆☆☆の規格に適合するものと規定されて材料等で、F☆☆☆に適合する材料等がない場合は、監督員と協議を行うこと。

● 機材の試験　　機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。　（1.1.4.6）〈1.1.4.6〉

● 色彩による表示及び指示　　監督職員の指示による。　（1.1.4.2）〈1.1.7.4〉〈1.1.4.2〉〈1.1.8.3〉

○ 技能士　　適用する。　（1.1.5.2）〈1.1.6.2〉
○ 1級配管技能士（配管工事）
○ 1級熱絶縁塗工技能士（保温工事）
○ 1級建築板金技能士（ダクト製作及び取付）
○ 1級冷凍空気調和機器施工技能士（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び整備）

○ 見本施工の実施　　図示による。（図面番号　　）　（1.1.5.4）〈1.1.6.5〉

○ 化学物質の濃度測定　　※実施する（○着工前　※施工完了後）　（1.1.5.8）〈1.1.6.9〉
測定対象化学物質　　ホルムアルデヒド、VOC、CO、TVOC、TRC
測定対象室及び測定箇所数

室名					
箇所数					

測定方法は監督職員の指示による。

● 中間技術検査の実施　　○ 土木部建築工事監督及び検査要領（奈良県土木部）に定める中間検査による。
●（係員の指示による　　）　（1.1.6.2）〈1.1.7.2〉

● 完成図等　　● 完成図（機器製作図含む）　（1.1.7.2）〈1.1.7.3〉
※作成する。　（1.1.8.3）〈1.1.8.4〉
※請負者において完成図を作成し、難易製本「　」部提出する（原図共）
※ 完成図は、原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示による。
● 完成図CADデータの提出
※考：CADデータの貸与　　● あり　○ なし
● 保全に関する資料等
保全に関する資料等（建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、給合調整測定表）を提出する。
● その他の引き渡し書類
保証書、施工図（制御システム図、機器配管図など施工図等）、施工計画書、各種承認図、工事写真その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。
○ 既存完成図の修正（多年度継続工事の場合）
既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

● 工事写真・完成写真　　※工事写真　「工事写真の撮影マニュアル（奈良県土木部監修）」による。
● 完成写真　　下表による。　（1.1.2.4）〈1.1.2.4〉

分類・規格	撮影枚数	部数	原板の大きさ（mm）
● カラーサービス版	●1　0 6　0 9	3	0 2 4 x 3 6 以上
○ カラーキャビネ版	監督職員指示箇所		0 1 0 0 x 1 2 5 以上
○ カラースライド	0 1　0 1 0　0 2 0		0 2 4 x 3 6 以上
○ カラーパネル半切	0 1　0 2　0 3		0 1 0 0 x 1 2 5 以上
○ [illegible]	0 1		見上

（ただし、上記写真は、アルバム製本とする。）
○ 完成写真として、全紙パネルを　部提出する。
○ 完成写真撮影業者（完成写真撮影場所は監督職員の指示による。）
○ 監督職員の承認する撮影業者

○ 制御及び操作盤　　機器に付属する制御及び操作盤の仕様の優先順位は、次の（1）～（3）の順番のとおりとする。
（1）図示による。（図面番号　　）
（2）標準仕様書第２編表2．1．6~2．1．8による。
ただし、標準仕様書各編で製造者の標準仕様と明示されたものは除く。また、同表の各機材ごとのＡ印の項目の適用は、　○ 適用する　○ 適用しない
インバータ用制御及び操作盤の仕様において標準仕様書第２編1．2．2．2(2)～（4）の規定を　○ 適用する　○ 適用しない
（3）製造者の標準仕様　　（2.1.2.2）

● 給油調整　　※本工事　○ 別途工事　給合調整を行う項目は下記による。　（2.1.3.2）〈2.1.3.2〉
○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度測定
○ 室内気流及び騒実の測定　○ 騒音測定　○ 初期運転状態の測定
○ 飲料水の水質測定（※水道法施行規則第10条による水質検査○　　）

○ 継手　　管端コア付鋼管を除く塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性塩化ビニルライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合する鋼管の継手は管端防食継手とし、パイプニップルは管端防食継手用パイプニップルとする。　（2.2.1.2）

● 一般用弁の耐圧　　図面に明記なき一般用弁の耐圧は、下記による。　（2.2.2.1）
水道給配管に使用する弁は、JIS0.98MPa(10K)弁とする。
その他配管に使用する弁は、　※JIS0.49MPa(5K)相ISO.98MPa(10K)＃

○ 鋼管用伸縮管継手　　※ベローズ形　○ スリーブ形　（2.2.2.6）

○ 耐火二層管伸縮継手　　取付箇所は図示による　（2.2.5.15）〈2.2.3.15〉

○ 異種管の接合及び絶縁継手　　○ 異種管の接合要領　（2.2.5.17）〈2.2.3.17〉
※ 標準図（施工3）　○ 図示（図面番号　　）
○ 機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（銅とステンレス、銅と鋼）は、絶縁継手を使用し、設置箇所及び絶縁継手の仕様は図示による。（図面番号　　）　（2.2.2.10）〈2.2.4.1〉

○ 量水器　　呼径13の もの　※単相形接続洗羽根車式（乾式直読）　（2.2.2.14）
呼径20~40のもの　※複相形接続洗羽根車式（乾式直読）で振動水量指針逆転式
呼径50以上のもの　※羽式たて型軸流羽根車式（液封直読）又は乾式（乾式直読）

○ 緊急遮断弁装置　　適用する　（2.2.2.19）
駆動方式　○ 電気式　○ 機械式

○ 水栓柱　　※合成樹脂製　○ アルミニウム合金製○ ステンレス製○ 人造石とぎ出し製　（2.2.2.20）
寸法　※約70mm×約70mm×約1，300mmH ○

○ 不凍水栓柱の寸法　　※全長約1，500mm ○　（2.2.2.21）

○ スリーブ　　（1）外壁の地中部分等水密を要する部分のスリーブ　※つば付鋼管　○
（2）地中部分で水密を要しない部分のスリーブ　※ビニル管　○
（3）柱及び梁以外の箇所で開口補強が不要であり、かつスリーブ径200mm以下の部分は　※紙製envelope
（4）上記以外の鋼管製スリーブ　※日管　○　（2.2.2.24）〈2.2.6.1〉

○ 瞬間流量計　　○ 固定形　個　○ 着脱可能形（測定用タッピング　個、本体　個）　（2.2.3.7）

○ 建物導入部配管　　不同沈下の恐れがある場合は、標準図（施工4）のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気管を除く。　（2.2.4.1）

○ 空調機用トラップの形式　　図示による。（図面番号　　）　（2.2.4.2）

○ ファンコイルの流量弁　　○流量調整弁（図面番号　　）　○定流量弁（図面番号　　）　（2.2.4.2）

○ 管の接合　　○ ビニル管　（※接着接合　○ ゴム輪接合）　（2.2.5.10）〈2.2.3.10〉
○ 架橋ポリエチレン管（○ 電気融着接合　○ メカニカル接合）　（2.2.5.12）〈2.2.3.12〉
○ ポリブテン管　（○ 熱融着接合　○ 電気融着接合　○ メカニカル接合）　（2.2.5.13）〈2.2.3.13〉
○ 耐火二層管　（※接着接合　○ ゴム輪接合）　（2.2.5.15）〈2.2.3.15〉
（伸縮継手の設置箇所は図示による（図示番号　　））

● 溶接部の非破壊検査　　※ 適用しない　（2.2.5.16）〈2.2.3.16〉
○ 適用する　（○ 放射線透過検査　○ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査　）
判定基準　（　　）
抜取率は下記による。

溶接部の種類	種別 / 使用圧力	蒸気配管 1．0MPa未満	蒸気配管 1．0MPa未満	冷却水、冷温水、雨水（水用）及び油配管
突合せ溶接部	検査の種類			
	放射線透過検査（RT）	※　5　%	※　10　%	※　5　%
	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査（PT又はMT）			
すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査（RT又はMT）	○（　　%）	○（　　%）	○（　　%）

工場溶接部については適用された抜取率の1/5としてもよい。

● 配管・ダクトの吊り及び支持　　（1）土間埋設配管の吊り は、内（材質は STM鋼製）に準じる。
（2）鋼管（鋼板管及び STM鋼管の配管等）が呼径50以下、STM管、STPG管及び鋼管の配管等が呼径20以下の管の形鋼振止め支持は、　（2.2.6.3）〈2.2.4.3〉
※不要　○ 要（支持間隔は図示による。（図面番号　　））

○ 地中埋設管の埋戻し　　コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の薄で管の周囲を埋戻しと使、補助土の段貫して埋戻す。　（2.2.7.1）〈2.2.5.1〉

○ 管の埋設深さ　　（1）一般敷地　※ 300mm　○
（2）構内車両通路　※ 600mm　○　（2.2.7.2）〈2.2.5.2〉

○ 地中埋設標及び埋設表示用テープ　　（1）給水管　地中埋設標　（※ 要　○ 不要）埋設表示テープ　（※ 要　○ 不要）
（2）消火管　地中埋設標　（※ 要　○ 不要）埋設表示テープ　（※ 要　○ 不要）
（3）ガス管　地中埋設標　（※ 要　○ 不要）埋設表示テープ　（※ 要　○ 不要）
（4）油 管　地中埋設標　（※ 要　○ 不要）埋設表示テープ　（※ 要　○ 不要）
（5）地中埋設標の設置箇所は図示による。（図面番号　　）
（6）埋設給水本管の分岐曲り部等の衝撃防護措置は図示による。
（図面番号　　）　（2.2.7.1）〈6.2.2.3〉
（2.2.7.1）〈5.2.5.3〉
（2.2.8.1）〈2.2.6.1〉

○ 区画貫通部の処理　　標準図（施工1）による。　（3.2.1.1）〈5.2.1.1〉

○ 排水・通気配管試験　　煙試験を　○ 行う　※行わない　（2.2.9.1）〈2.2.7.4〉

○ 保温　　（1）保温種別は、標準仕様書第２編表2．3．2及び表2．3．5による。ロックウール保温材グラスウール保温材及びポリエチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、どれを使用してもよい。ただし給水管排水管で床下、暗渠内（ピット内を含む）屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
（2）共同溝の保温種別は、図示による。（図面番号　　）
（3）冷媒管の保温外装は、下記による。
【屋内】　隠蔽部　※ 不要　○ 要
露出部　※ 保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂製）○
【屋外】　※ ステンレス鋼板　○ 溶融アルミニウム－亜鉛鉄板製
○ 保温化粧ケース（○ 塩化ビニル樹脂製　○ アルミ合金製
○ 溶融アルミニウム－亜鉛鉄板　○ ステンレス鋼板製）
保温化粧ケースの下部カバー　○ 要　○ 不要
断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別は、図示による。
（図面番号　　）
（4）鋼板製タンクの保温は　※ 行わない　○ 行う（蓋の部分は行わない）
（5）次のダクト等に保温を行う場合は、図示による。（図面番号　　）
○ 熱気用ダクト　○ 外気取入れ用ダクト　○ 排気用ダクト
○ 空調している建物内の遮りダクト　○ 屋内外露出排煙ダクト
○ 内貼りしたダクト及びチャンバー
○ 断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手
○ 屋外露出の煙導及び煙突
（6）次の管、弁、フランジ等に保温を行う場合は、図示による。
（図面番号　　）
○ 放熱器類蒸気配管及び温水管　○ 蒸気凝り管
○ 蒸気管及び温水管で屋内及び隠蔽内の各種装置類りの配管
○ 蒸気管及び温水管で屋内及び隠蔽内の弁、伸縮管継手、防振継手、フレキシブルジョイント等
○ 冷凍機の冷却水管
○ ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント等
○ 各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管
（冷水、冷温水タンクの第１バルブまでを除く）
○ エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等　○ 油管
○ 衛生器具の付属品と見なされる器具及び配管
（洗し下部の床上排水管を含む）
○ 給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント
○ 給水及び排水の地中又は コンクリート埋設配管　○ 消火管
○ 給湯管で屋内及び隠蔽内の伸縮管継手、防振継手、フレキシブルジョイント等
○ 保温付被覆鋼管
○ 厨房機器及びガス瞬沸器廻りの給水排水及び給湯管
○ 排水管で隠蔽内配管（ピット内を含む）、最下階の床下配管、屋外露出配管及び最火二層管
○ 通気管（排水管の分岐点より100mm以下の部分を除く）
（7）寒冷地等での保温厚は、図示による。（図面番号　　）
（8）高圧（0．1MPa）以上の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温厚は、図示による。
（図面番号　　）
（9）ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。
（10）エア抜き管の保温厚は20mmとし、仕様は当該配管の項に準ずる。
（11）保温を施す空調用タンクの蓋の保温　※ 要　○ 不要
（12）全熱交換形換気扇の給気ダクトの保温　※ 要　○ 不要
（13）消火用充水タンクの保温　※ 要　○ 不要
（2.3.1.4）〈2.3.1.5〉〈2.3.1.6〉

● 塗装　　（1）塗料を屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆　○
（2）表2．3．10によらない場合は、図示による（図面番号　　）　（2.3.1.1）
（3）調合ペイント塗りの塗料　※ JIS K5516（合成樹脂調合ペイント）の1種　○
アルミニウムペイント塗りの塗料JIS K5492（アルミニウムペイント）の1種。　（2.3.2.1）
（4）下記の金属電線管は、塗装を行う。
※ 屋外配管　○（　　）の屋内露出
下記の保温を施さない亜鉛めっきを施したダクト及び配管は塗装を行わない。
○ 倉庫　○ 機械室　○（　　）

● 土工事　　● 地中埋設管を除き埋め戻し及び盛土は　（2.4.2.1）
※ 機切りエロロの設貫士を使用し十分な締め固めを行う。　（2.7.1.1）
○ 山砂の類を使用し十分な締め固めを行い水締めを行う。
● 残土処分
※ 構内指示の箇所に敷きならし　○ 構外処分

○ コンクリート工事　　図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。　（2.4.4.1）
設計基準強度　※ 18N/mm²以上　○　（2.7.3.1）
スランプ　※ 18cm以下　○

○ 鋼材工事　　鋼製架台、はしご等の機器付属金物及び配管、ダクトの支持金物の屋外部分は、ステンレス鋼製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき（※2種35　○2種50）とする。
ただし、ピット内等多湿箇所の吊り及び支持金物はステンレス鋼製（SUS304）とする。
（2.4.6.2）　（2.7.5.2）

● はつり　　既存のコンクリート床、壁等配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用する。なお、夜目はモルタルまたはロックウールを充てんする。（建築基準法令に適合させること）

● 容量等の表示　　機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
ただし、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。

○ 防火区画　　○ 平面階　○ 図示（図面番号　　）　○

○ 掲示板　　機械室に操作順序、注意事項、避難先及び系統図等を組いた掲示板を設ける。

○ 天井仕上区分　　（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

○ マンホール蓋類　　県名、用途名入りとする。

○ 取替機器　　機器を取り替えた場合、取替日、請負者名、施工者名及び能力を記した銘板を取付ける。

○ 天井点検口　　天井点検口の裏側に用途名章を付す。

○ 耐震施工　　設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）2005年版」による。なお設計用水平地震力は、次に示す設計用標準水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。
また、設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

設計用標準水平震度

設置場所	○特定の施設 重要 機器	○特定の施設 重要 水槽類	○特定の施設 一般 機器	※一般の施設 重要 機器	※一般の施設 重要 水槽類	※一般の施設 一般 機器
上層階屋上及び搭屋	2.0(2.0)	2.0	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.5	1.0(1.5)
中間階	1.5(1.5)	1.5	1.0(1.5)	1.0(1.5)	1.0	0.6(1.0)
1階及び地下階	1.0(1.0)	1.5	0.6(1.0)	0.6(1.0)	1.0	0.4(0.6)

注　（　）の内の数値は、防振支持の機器の場合に適用する。
重要機器（水槽類）は、下記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む。）
○ 消火設備　○ 水槽類　○　　○　　○
上層階の定義は、次による。
6階建以下の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、　（3.2.1.1）〈5.2.1.1〉
10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階　（3.2.1.1）〈5.2.1.1〉

○ 監督職員事務所　　※ 別途工事（　　）　（2.4.1.1）〈1.2.3.1〉
○ 本工事（規模　※ 10㎡程度○ 20㎡程度○ 30㎡程度○ 65㎡程度○ 100㎡程度
仕上げの程度

部位	仕様
床	※ 合板張り又はビニルシート張り　○
内壁	
天井	※ 合板張り又は石膏ﾎｰﾄﾞ張り＋塗装　○
屋根	※ 塗装瓦棒亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り＋塗装　○

○ 給合会議室　　※ 別途工事（　　）　○ 本工事（規模　㎡程度）　（2.4.1.1）〈1.2.3.1〉

○ 監督員事務所の備品　　監督員事務所を設ける場合の備品は図面番号（　　）による。　（2.4.1.1）〈1.2.3.1〉

○ 工事用水　　構内既存の施設　※ 利用できない　○ 利用できる（○ 有償　○ 無償）　（1.2.2.2）

○ 工事用電力　　構内既存の施設　※ 利用できない　○ 利用できる（○ 有償　○ 無償）　（1.2.2.2）

○ 工事用仮設物　　構内につくることが　※ できる　○ できない

● 足場・さん橋類　　※ 関係者が設置したものは無償で使用できる。
○ 本工事で設置する。
足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2(2)の2(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。　（2.4.1.1）〈1.2.2.1〉

○ 方式　　○ 空気調和　○ ダクト方式　（○ 中央　○ 各階ユニット）
○ ファンコイル・ダクト併用方式　○ 個別方式
○ 温風暖房　○ 温風暖房機　○ 空気調和機（冷房考慮）
○ 蒸気暖房　○ 低圧蒸気　○ 温水
○ 冷房　○ パッケージ形空気調和機

○ 主要熱源機器　　○ ボイラー　○ 温風暖房機　○ 温水発生機
○ 遠心冷凍機　○ スクリュー冷凍機　○ 吸収冷凍機
○ 冷却塔　○ チリングユニット　○ 空気熱源ヒートポンプユニット
○ 直だき吸収冷温水機　○ 小型吸収冷温水機ﾌﾟﾛｾｽ　○ コージェネレーション装置
○ 水蓄熱ユニット　○ ユニット形空気調和機　○ コンパクト形空気調和機
○ パッケージ形空気調和機　○ ガスエンジン式パッケージ形空気調和機
○ ファンコイルユニット　○ 空気清浄装置　○ 全熱交換器
○ 放熱器

○ 設計時の温湿度条件

場所	屋外 冬期 温度(℃)	屋外 冬期 湿度(%RH)	屋内（調整目標値）空調保護空 冬期 温度(℃)	屋内（調整目標値）空調保護空 冬期 湿度(%RH)	屋内（調整目標値）空調保護空 夏期 温度(℃)	屋内（調整目標値）空調保護空 夏期 湿度(%RH)
冬期	0.2℃	56.4%	22℃	40%	℃	%
夏期	34.8℃	53.6%	26℃	50%	℃	%

○ ダクトの種別　　※ 低圧ダクト　○ 高圧1ダクト　○ 高圧2ダクト　（3.2.2.2）〈3.2.2.2〉

○ ダクトの工法　　○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト　● フレキシブルダクト
○ コーナーボルト工法（　　○ 共板フランジ工法　○ スライドオンフランジ工法）
（長辺の長さが1500mm以下の部分）　（3.2.2.1）〈3.2.2.5〉
（3.2.2.1）〈3.2.2.5〉

○ チャンバー等　　製作及び取付は、標準仕様書第3編2．2．2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。
消音内貼　※ 要（標準仕様書第2編表2．3．2及び表2．3．4による。）
○ 不要　（3.2.1.4）〈3.1.14.5〉〈3.2.2.2〉〈3.2.2.7〉

○ 吹出口及び吸込口ボックスの材料　　※ 亜鉛鉄板製　○ グラスウール製　（3.1.14.6）

○ 風量測定口の取付位置　　図示による。（図面番号　　）　（3.2.2.7）

● 配管材料　　図面に明記なき配管材料は、下記による。　（2.2.1.2）
（1）冷温水管、蒸気管、エアー抜管、膨張タンクよりボイラー等への補給水管
※ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
○ 耐熱性ライニング鋼管（SGP-HVA，SGP-H-FVA，SGP-H-FCA）
○ ステンレス鋼管（SUS304）（継手　　）
（2）冷却水管
※ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
○ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA，SGP-FVA）
○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA，SGP-FPA）
○ ステンレス鋼管（SUS304）（継手　　）
（3）蒸気給気管
※ 配管用炭素鋼鋼管（黒管）
○ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40）

独立行政法人国立青少年教育振興機構		令和４年５月	
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事		株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法華町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士（登録193320）岩崎　平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN
図面名称	機械設備工事　特記仕様書（１）	縮尺	A2: 1/100
図面番号	M-01	室長 / 係長 / 技術専門員 / 担当 / 設計者 / Rev	

区分	項目	内容
空気調和設備		(4) 蒸気還管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40) O 一般配管用ステンレス鋼管(SUS304) (継手) O (5) 高温水管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管) O Sch40 O Sch80 O (6) 油管 ※ 配管用炭素鋼鋼管(黒管) (トラフ内共) (※一般 O) ※ 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管(SGP-PS) (※ 地中(屋内及び屋外)) O) O (7) 空調用給水管 O 硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) O ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA, SGP-FPA) O 水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) O (8) 空調用排水管 O 硬質塩化ビニル管(VP) O 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) O (9) 冷媒管 ※ 断熱材被覆銅管 O 銅管 O 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40)
	O 定風量ユニット 変風量ユニット	O メカニカルタイプ O 風速センサータイプ (3.1.15.13)(3.2.15.14)
	O 地下オイルタンク	(1) 本体 ※ 地下オイルタンク 記号T□- (3.1.13.7) O 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 記号 T□SF- (2) 蓋 ※WPM-AW800 O WPM-AW700 O WPM-A450 O (3) タンク室 O 設けない(コロッケ形) O (4) コンクリート工事 ※ 本工事 O 別途建築工事 (5) コンクリート躯体工事 ※ 本工事 O 別途建築工事 (6) 内部充填砂 ※ 本工事 O 別途建築工事 (7) タンク外面防護処理 ※ 施工しない O 施工する (O アスファルト被覆 O エポキシ樹脂被覆 O) (8) 基礎杭 ※ 不要 O 要 (9) 遠隔油量指示計 ※ 設ける O 設けない
	O バーナーの制御方式	O オン.オフ制御 O ハイ.ロー制御 O 比例制御 (3.1.1.8)
	O 鋼板製煙道	図面に明記なき鋼板製煙道の厚さ ※3.2mm O 4.5mm (3.1.1.9) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口(80φ以上) の箇所は図示による。 (3.2.1.5) (図面番号)
	O ばい煙濃度計	O 設けない (3.1.1.10) O 設ける (電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。) ※ 送風機付き O 送風機なし
	O 給水軟化装置	(1) 運転方式 ※ 自動式 O 手動式 (3.1.1.12) (2) イオン交換樹脂筒 ※ 1筒式 O (3) 処理水用硬度測定器 ※ 設ける O 設けない
	O 無圧式温水発生器の本体内面防錆処理	ステンレスを除く鋼製の場合の内面防錆処理は (3.1.2.2) O 溶融亜鉛めっき2種55 O 溶融アルミニウムめっき2種 (5.1.3.2) O 熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法
	O チリングユニット	O圧縮機インバーター制御 (図面番号) O始動方式 (図面番号) O 氷蓄熱用に使用する場合の仕様 (図面番号) (3.1.3.1)~(3.1.3.4)
	O 冷媒	図示による。(図面番号) (3.1.1.11)~(3.1.3.11)
	O 成績係数	図示による。(図面番号) (3.1.1.13)~(3.1.7.14) O グリーン購入法で定める数値以上とする。
	O 遠心冷凍機	電動機盤内の進相コンデンサー O 設ける O 設けない (3.1.3.3)
	O スクリュー冷凍機	電動機盤内の進相コンデンサー O 設ける O 設けない (3.1.3.4)
	O 直だき吸収式冷温水機	排熱熱交換器 O 設ける O 設けない (3.1.3.6) 排熱投入型再生器 O 設ける O 設けない 高温再生器の構造は図示による。 (図面番号) 排熱を回収又は投入している運転状態における燃料削減率は図示による。 (図面番号)
	O 小型吸収式冷温水機ユニット	冷却塔,ポンプの補機類の組み込みの有無等図示による。 (図面番号) 高温再生器 (O煙管式 O液管式) (3.1.3.7)
	O コージェネレーション	装置,システム等は図示による。 (図面番号) (3.1.4.1)~(3.1.4.16)
	O 氷蓄熱ユニット	冷媒は図示による。 (図面番号) (3.1.5.1)~(3.1.5.10) 氷生成装置 O スタティック形 (O 内融式 O 外融式 O カプセル式) O ダイナミック形 タンク本体の材質は図示による。 (図面番号) 基礎等は図示による。 (図面番号) (3.2.1.11)
	O 空気調和機	O ユニット形空気調和機 加湿器,許容騒音レベル,吐出口風速等図示による。 (図面番号) O コンパクト形空気調和機 加湿器,エアフィルター,制御盤等図示による。 (図面番号) O ファンコイルユニット サブドレンパンの適用は図示による。 (図面番号) O カセット形ファンコイルユニット 図示による。 (図面番号) O パッケージ形空気調和機 加熱器, 加湿器,エアフィルター,冷媒等図示による。 (図面番号) O ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 加湿器、冷媒,成績係数等図示による。 (図面番号) 基礎 ※ 標準基礎 O 防振基礎 (3.1.7.1)~(3.1.7.7)
	O 空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。 (図面番号) (3.1.8.1)~(3.1.8.6)
	O 回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。 (図面番号) (3.1.9.1)~(3.1.9.4)
	O 全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。 (図面番号) (3.1.9.1)~(3.1.9.4)
	O 放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口,吸込口,エアフィルター等図示による。 (図面番号) コンベクター,パネルラジエーターの寸法,放熱能力等図示による。 (図面番号) (3.1.10.1)~(3.1.10.9)
	O 送風機	電動機の仕様等は図示による。 (図面番号) (3.1.11.1)~(3.1.11.4) 水抜き穴 (※設けない O設ける) 基礎 ※ 標準基礎 O 防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3.2.1.15)
	O ポンプ類	本体及びベースの材質,構成、形式、フート弁の口径、電動機等図示による。 (図面番号) (3.1.12.1)~(3.1.12.6) 基礎 ※ 標準基礎 O 防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3.2.1.16)
	O 還水タンク	※ SUS鋼板溶接加工 (OSUS304 OSUS316 OSUS444) 配管接続は図示による。(3.1.13.2)
	O 膨張タンク	O 開放形膨張タンク (O 鋼板製 O ステンレス鋼板製(SUS304)) (3.1.13.5) O 密閉形隔膜式膨張タンク (溶解栓 O あり O なし) (3.1.13.6)
	O ヘッダー	O 接続口を設ける (O還水管 O排水管) (3.1.13.5)
換気設備	O ダクトの種別	※ 低圧ダクト O 高圧1ダクト O 高圧2ダクト (3.2.2.1)
	O ダクトの工法	O アングルフランジ工法 O スパイラルダクト O フレキシブルダクト (3.2.2.1)~(3.2.2.4) O コーナーボルト工法 (O 共板フランジ工法 O スライドオンフランジ工法) (長辺の長さが1500mm以下の部分)
	O 厨房用排気ダクトの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。 (3.2.2.2) ダクトの長辺(mm) / 適用表示厚さ(mm) 450以下 / ( ) 450を超え750以下 / ( ) 750を超え1500以下 / ( ) 1500を超え2200以下 / ( )
	O 送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。 (図面番号) 基礎 ※ 標準基礎 O 防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3.1.11.1)~(3.1.11.4) (3.2.1.15)
	O 吹出口及び吸込口ボックスの材料	※ 亜鉛鉄板製 O グラスウール製 (3.1.14.6)

区分	項目	内容
換気設備	O 排気フード	(1) 排気フードの補強,支持金物,接合材等は,亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし,材質は次による。 ※ ステンレス鋼板(補強共) O 亜鉛鉄板 (2) フード囲いにダンパー類の点検口を O 設ける O 設けない (3) フードの内側周囲にはといを設け,といには呼び径10~20の黄銅製コック,プラグ又はステンレス製コックを O 設ける O 設けない (3.1.14.7)
	O グリス除去装置	O グリスエクストラクター O グリスフィルター (3.1.14.8)
	O 防煙ダンパー 防火防煙ダンパー ピストンダンパー	防煙ダンパー,防火防煙ダンパーの復帰方式 (3.1.15.8)~(3.1.15.10) ※ 遠隔復帰式 (電気式(定格入力DC24V0.6A以下)) O 手動復帰式 ピストンダンパーの復帰方式 ※ 遠隔復帰式 O 手動復帰式
	O ドレン抜き	外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー類に必要に応じ設ける。 厨房,浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。 (図面番号) (3.2.2.1)
排煙設備	O 排煙対象部分	O 廊下 O 事務所 O 図示による。(図面番号) O 最大面積 ㎡
	O ダクトの種別	O 高圧1ダクト O 高圧2ダクト (3.2.2.1)
	O ダクトの工法	※ アングルフランジ工法 O (3.2.2.1)~(3.2.2.2)
	O ダクトの材料	※ 亜鉛鉄板製 O 普通鋼板製 (3.2.2.1)
	O 排煙口及びダンパー	(1) 形状 O スリットフェイス形 O パネル形 O ダンパー形 (2) 排煙口の作動 O 手動 (O 機械式 O 電気式) O 煙感知器連動 (3) ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管配線は別途工事 (電気設備工事) とする。
	O 排煙機	※ 遠心送風機 O 斜流送風機 O 軸流送風機 (3.1.11.4) 基礎 ※ 標準基礎 O 防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3.2.1.16)
自動制御設備	O 自動制御設備一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号) (4.1.1.1)
	O 自動制御機器	デジタル式調節部の中央監視制御装置との通信機能は図示による。 (図面番号) (4.1.2.2) 操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 (図面番号) (4.1.2.3)
	O 中央監視制御装置一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号) (4.1.4.1)
	O 中央監視盤	システム構成、仕様及び外観形状は図示による。 (図面番号) (4.1.4.2)
	O 周辺装置	印字装置の方式は図示による。 (図面番号) (4.1.4.3) 集合表示装置は図示による。 (図面番号)
	O 端末装置	種類及び機能は図示による。 (図面番号) (4.1.4.4)
	O 電気計装用機材	電線及びケーブルの規格,通信信号線の規格及び使用区分,線径及び本数は図示による。 電線管及び付属品等の規格は図示による。 (図面番号) (4.1.5.1)
衛生器具設備	O 小便器用節水装置	O 小便器一体型 O 小便器分離型 (5.1.1.2)
	O 温水洗浄式便座	加熱方式 (O 貯湯式 O 瞬間式) (5.1.1.2) 給水方式 (※ 給水管直結給水式 O ポンプ加圧給水式) 温風乾燥機能 (O あり O なし) 脱臭機能 (O あり O なし)
	O 大便器ユニット	大便器の種類及び給水装置の組合せ,ケーシングの化粧前板,甲板の仕様,配管は図示による。(図面番号) (5.1.1.3)
	O 小便器ユニット	小便器の種類及び節水装置の組合せ,配管,ケーシングの化粧前板,甲板の仕様は図示による。(図面番号) (5.1.1.4)
	O 洗面器ユニット	洗面器の種類及び給湯管の要否,配管,ケーシングの化粧前板,甲板の仕様は図示による。 (図面番号) (5.1.1.5)
	O 壁掛型汚物流しユニット	汚物流しの種類、シャワー付水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 (図面番号) (5.1.1.6)
	O その他のユニット	構成,仕様は図示による。 (図面番号) (5.1.1.7)
	O 浴室ユニット	JISA5532(浴槽),プラスチック浴槽ふた,照明の種類,給水,給湯管の要否,管材,壁,床,天井,付属品の仕様は図示による。 (図面番号) (5.1.1.8)
	O 複合浴室ユニット	JISA5532(浴槽),JISA5207(衛生陶器),照明の種類,給水,給湯管の要否,管材,壁,床,天井,付属品の仕様は図示による。 (図面番号) (5.1.1.9)
	O 鏡	大きさは図示による。 (図面番号) (5.1.1.13)
	O 洗浄弁	操作方式 O 手動式 (※レバー式 O) O 電気開閉式 (O センサー式 O タッチスイッチ式) (5.1.1.12)
	O 化粧棚	陶器製又は金属製の縁付きとし,大きさは図示による。 (図面番号) (5.1.1.14)
	O 水石鹸入れ	O 手洗器一体型 O手洗器分離型 O自動供給式 O (5.1.1.15)
	O 自動水栓	電源供給方式 (O AC電源式 O 乾電池式 O 発電式) 手動スイッチ (O あり O なし) (5.1.1.11)
	O 大便器耐火カバー	※ 設ける (ピット内は除く) O 設けない
給水設備	O 給水方式	O 水道直結方式 O 高置タンク方式 O 圧力タンク方式 O ポンプ直送方式
	O 配管材料	図面に明記なき配管材料は,下記による。 (2.2.1.2) (1) 一般配管 O 硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) O ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA, SGP-FPA) O ステンレス鋼管(SUS304) (継手) O 水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) O (2) 地中配管 O 硬質塩化ビニルライニング鋼管(内外面ライニング) (SGP-VD, SGP-FVD) (O 屋内 O 屋外) O ポリエチレン粉体ライニング鋼管(内外面ライニング) (SGP-PD, SGP-FPD) (O 屋内 O 屋外) O 水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) (O 屋内 O 屋外) Oポリエチレン管 (※屋外) O
	O ポンプ類	O 揚水用ポンプ (5.1.2.1)(5.1.2.2) 共通ベースの材質,フート弁の呼び径等図示による。 (図面番号) O 小型給水ポンプユニット (5.1.2.3) 運転方式,制御方式、24時間強制ローテーション機能,フート弁の呼び径等図示による。 (図面番号) O 深井戸用水中モーターポンプ (5.1.2.4) 揚水管の材質,水中ケーブル及び電極の長さ等図示による。 (図面番号)
	O 加入金等	※ 不要 O 要 (O 本工事 O 別途工事) 名称 :
	O タンク	タンク本体給水栓用配管接続口 O 設ける O 設けない (5.1.4.2) FRP製パネルタンク ※ 複合板形 O 単板形 ステンレス鋼板製パネルタンク外部保温 O あり O なし パネルタンクに使用するボルト,ナット,金属材料の材料は図示による。 (図面番号)
排水設備	O 排水方式	汚水と雑排水 屋内 O 分流式 O 合流式 汚水,雑排水と雨水 屋外 ※ 分流式 ポンプ排水 O あり (O 汚物 O 汚水 O 雑排水 O 浄化槽二次側) O なし
	O 放流先	(1) 汚水 O 直放流下水管 O 浄化槽 (2) 雑排水 O 直放流下水管 O 浄化槽 O 別途桝 (工事)
	O 配管材料	図面に明記なき配管材料は,下記による。 (2.2.1.2) (1) 汚水,雑排水管 O 水道用硬質塩化ビニル管(VP) (O 屋内 O 屋外) O 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル(RF-VP) (O 屋内 O 屋外) O 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) (O 屋内 O 屋外) O 耐火二層管 (国土交通大臣認定品) (O 屋内 O 屋外) O (2) 通気管 O 水道用硬質塩化ビニル管(VP) O 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) O 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) O 配管用炭素鋼鋼管(白管) O 耐火二層管 (国土交通大臣認定品) O (3) 流し等の床上露出部分の配管は,硬質塩化ビニル管(VP) でもよい。 (保温不要)

区分	項目	内容
排水設備	O 汚水,雑排水,汚物用水中モーターポンプ	汚物用の場合の電動機の極数は図示による。 (図面番号) (5.1.2.6) 水中ケーブルの長さは図示による。 (図面番号)
	O グリース阻集器	※ ステンレス鋼板製(SUS304) 板厚3mm以上 O 強化プラスチック製(FRP) 板厚3?以上 (5.1.7.8) (2.2.9.4)
	O 煙試験	※ 不要 O 要
	O 満水試験継手	※ 要 (取付箇所は図示による。 (図面番号)) O 不要
	O 負担金	※ 不要 O 要 (O 本工事 O 別途工事) 名称 :
給湯設備	O 給湯方式	O 中央式 O 局所式
	O 配管材料	図面に明記なき配管材料は,下記による。 (2.2.1.2) ※ 銅管 (壁又は床埋設をする場合は,保温付被覆銅管を使用してもよい。) O 耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FCA) O ステンレス鋼管(SUS304) (継手) O
	O ガス湯沸器	O貯湯式 O瞬間式 (図面番号) (5.1.3.4)
	O 潜熱回収型給湯器	給湯熱効率(※90%以上O %以上) (図面番号) (5.1.3.5)
	O 貯湯式電気温水器	週間タイマーの有無等図示による。 (図面番号) (5.1.3.6)
	O ヒートポンプ給湯器	タンク容量等図示による。 (図面番号) (5.1.3.7)
	O ガス給湯器用排気筒	排気筒を外気に開放する場合の頂部形状は図示による。 (図面番号) (5.1.3.8)
	O 貯湯タンク	材質,電気防食の方式等図示による。 (図面番号) (5.1.4.3)
消火設備	O 消火設備の種類	O 屋内消火栓 O 連結送水管 O 屋外消火栓 O スプリンクラー O 泡消火 O 粉末消火 O 不活性ガス消火 O 連結散水 O フード等用簡易自動消火 (5.1.5.2)~(5.1.5.10)
	O 配管材料	図面に明記なき配管材料は,下記による。 (2.2.1.2) (1) 一般配管 O 配管用炭素鋼鋼管(白管) O 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370白管) O Sch40 O Sch80 O ステンレス鋼管 (O 一般配管用 O 配管用) (継手) (2) 地中配管 ※ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(SGP-VS) (O 屋内 O 屋外) O 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(STPG370VS 白管Sch40) (O 屋内 O 屋外)
	O 消火ポンプ	フート弁の呼び径等図示による。 (図面番号) (5.1.2.7)
	O 連結送水管	送水口の型式及び放水口の口径、材質は図示による (図面番号) (5.1.5.3)
	O 屋外消火栓	屋外消火栓ホース格納箱 ※ 鋼板製(1.6?以上) O ステンレス鋼板製(1.5?以上) (5.1.5.4) 屋外消火栓箱 ※ 鋼板製(1.6?以上) O ステンレス鋼板製(1.5?以上) 本体の材質 (O鋳鉄製 (要部青銅製) Oステンレス鋳物製)
	O スプリンクラー	閉鎖型スプリンクラーヘッド O 湿式 O 乾式 O 予作動式 (5.1.5.5)
	O 泡消火	消火薬剤 ※ 水性膜泡消火薬剤 O 合成界面活性剤泡消火薬剤 (5.1.5.7) 感知用ヘッドの形状は図示による。 (図面番号)
	O 連結散水	散水ヘッドの形状は図示による。 (図面番号) (5.1.5.9)
厨房機器設備	O 機器の固定	燃焼機器,加熱調理機器,高さが1.0mを超える機器及び図示による機器には,床又は壁にアンカーボルトで固定できるよう補強及び固定金具を備える。 (図面番号) (5.1.6.1)
	O 流し	化粧板の有無,流しトラップの材質等図示による。 (図面番号) (5.1.6.5)
	O 作業台(調理台,脇台,盛付台等)	すのこ,引出し,戸棚等の有無等図示による。 (図面番号) (5.1.6.5)
	O ガステーブルレンジ	甲板の厚さ,材質及びすのこの有無等図示による。 (図面番号) (5.1.6.6)
	O 電気テーブルレンジ	すのこの有無等図示による。 (図面番号) (5.1.6.6)
	O ガス及び電気フライヤ・焼物器・煮炊釜	加熱方式は、図示による (図面番号) (5.1.6.6)
ガス設備	O ガスの種類	O 都市ガス 発熱量 MJ/Nm3 ガス供給者名 O 液化石油ガス (※50kg O 20kg)
	O 配管材料	図面に明記なき配管材料は,下記による。 (6.2.1.1)~(6.3.1.1) (1) 一般配管 ※ 配管用炭素鋼鋼管(白管) O 圧力配管用炭素鋼鋼管 (2) 地中配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 (O 屋内 O 屋外) O ガス用ポリエチレン管 (O 屋内 O 屋外)
	O ガス漏れ警報器	※ 別途工事 ( ) O 本工事 (外部出力端子※なし O あり) (6.2.1.3)
	O 防食処置	地中埋設管に電気防食を施す場合は図示による。 (図面番号) (6.2.2.5)
	O 液化石油ガス用鋼管の溶接接合	溶接部の非破壊検査 (6.3.2.2) ※ 適用しない O 適用する (O 放射線透過検査 O 浸透探傷検査又は粉体探傷検査) 抜取率 %
	O 地中埋設管の接合方法	O ネジ工法 O SGM工法 O PE管工法
	O ピット内施工法	※ 溶接工法 O
	O 負担金	※ 不要 O 要
浄化槽設備	O 形式	※ ユニット形 O 現場施工形
	O 処理種別	O 小規模合併処理 O 合併処理
	O 汚泥引抜き清掃消毒	※ 別途工事 O 本工事
	O 現場施工形	送風機室 (O 本工事 O 別途工事) (8.1.1.2)~(8.2.2.1) 防護さく (O 本工事 O 別途工事) コンクリート躯体工事(土工事を含む) (O 本工事 O 別途工事) 換気用送風機 O 遠心送風機 O 軸流及び斜流送風機 O 壁掛式有圧換気扇(フード付) O 天井式有圧換気扇 制御盤 O 漏電,過負荷,満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。 消泡装置 O ノズル式 O 消泡剤式 消毒装置 O 固形塩素剤消毒装置 O 次亜塩素酸ソーダ消毒装置 O マンホール ※ 標準図(機材1) によるマンホールふた(水封式) (錠又は回転ロック付) 管材及び弁類は図示による。 (図面番号) 土留め等は図示による。 (図面番号)
	O ユニット形	基礎等の厚さ等図示による。 (図面番号) (8.3.2.1)
機械式駐車設備	O 運転操作盤	O 一台の搬器につき一面を設ける O (10.2.2.4) 号機選択スイッチ O 設ける O 設けない (10.2.2.7)
撤去工事	● 撤去工事	(1) 引き渡しを要する配管,ダクト等の保温材は分離する。 (2) ダクト及び配管等の支持金物,吊りボルト等は本工事にて撤去する。 (3) 撤去後の補修は,原則として現状復旧とする。

区分	項目	内容
その他	O さく井設備工事の事前調査	O 既設井分布調査 O法的規制調査 (7.1.2.1) O 地表探査 (イ) 探査方法は,電気探査の比抵抗法による。 (ロ) 測定方式は,直流型方式とする。 (ハ) 解析は,標準曲線法によるものとする。 O周辺環境調査 (騒音・振動測定)
	O 井水等配管材料	図面に明記なき配管材料は,下記による。 (2.2.1.2) O 水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) O 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (O SGP-VA O SGP-VD) O フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 (O SGP-FVA O SGP-FVD) O 水配管用亜鉛めっき鋼管
	O 井水等配管の保温	図面に明記なき保温仕様は,下記による。 (2.2.1.5) O 不要 O 要 (保温種別は,標準仕様書第2編表2, 3, 5の給水管の当該事項による。)
	O 機器及び配管の文字書き	屋外の文字書きは,カッティングシートや調合ペイント等耐久性のあるもので記入する。

(設備機材)
- ボイラー (鋼製簡易ボイラー,鋳鉄製ボイラー,鋼製小型ボイラー,鋼製ボイラー)
- 温水発生機 (真空式温水発生機(鋼製,鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製,鋳鉄製))
- 冷凍機 (チリングユニット(水冷式,空冷式,空気熱源ヒートポンプ),直だき吸収冷温水機、小型吸収冷温水機ユニット,遠心冷凍機)
- 冷却塔 (冷却塔)
- 空気調和機 (ユニット形空気調和機,ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット、パッケージ形空気調和機、コンパクト形空気調和機,ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機)
- 空気清浄装置 (エアフィルター(パネル形,折込形,袋形),自動巻取形エアフィルター,電気集塵器)
- 全熱交換器 (全熱交換器(回転形,静止形),全熱交換ユニット)
- 送風機類 (遠心送風機(多翼形送風機),斜流送風機,軸流送風機,消音ボックス付送風機)
- ポンプ類 (横形遠心ポンプ(小形渦巻,小形多段遠心,両吸込渦巻),水中モーターポンプ (汚水用,雑排水用,汚物用),立形遠心ポンプ)
- ダクト付属品 (吹出口,吹出口,風量ユニット(定風量,変風量))
- 自動制御 (自動制御システム)
- 衛生器具ユニット (衛生器具ユニット)
- タンク(FRP製パネルタンク,密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用),ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形),ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形))
- 消火装置 (スプリンクラー消火システム,不活性ガス消火システム(窒素,IG/55,IG/541),泡消火システム)
- 厨房機器 (厨房システム)
- 鋳鉄製ふた (マンホールふた,弁桝ふた)

設備機材等指定表

機 材	製造者名	製造者名	製造者名

Ⅲ 機械設備解体工事仕様

1. 共通仕様
   1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説(平成18年版)」(以下「解体共通仕様書」という。) による。ただし、解体共通仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成19年版」(以下改修標準仕様書」という。) による。
   2) 工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
2. 特記仕様
   1) 項目及び特記事項は,●印のついたものを本工事に適用する,但し●印のない場合は※印を適用する,
   2) 特記事項に記載の[ ] 内表示番号は、解体共通仕様書の編・章・節・項を示す。また、【 】内表示番号は、改修標準仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項目	特記事項
一般事項	O 石綿作業主任者	※ 適用する 【9.1.2】
	O 特別管理産業廃棄物管理責任者	※ 適用する 【9.1.2】
特別管理産業廃棄物等の処分等	O 分析調査	※ 行う [5.1.3] (適用範囲 :) 使用状況調査 (製造所名、製造年、型式、種類、数量等) 処分条件調査 (収集運搬業者,処分業者,回収業者,産業廃棄物処理施設等) 調査結果報告書の提出
	O 特別管理産業廃棄物の処分等	O 特別管理産業廃棄物 [5.4.1] 種類 / 処分方法 O 廃石綿等 / ※アスベスト含有建材の除去等による O PCBを含む機器類 / ※保管 (保管場所 :) O PCB含有シーリング / ※保管 (保管場所 :) O 廃油 / O 中間処理施設再生処理 O 焼却処分 O 廃酸/廃アルカリ / O 製造業者又は専門業者 (回収委託) - O 再生処理 O 特殊な建設副産物の回収及び処分 [5.5.1] 種類 / 処分方法 O フロン / ※登録回収業者 (回収委託) - O 破壊 O 再利用 O ハロン / ※設備設置業者 (回収委託) - O 再利用 O 保管 O イオン化式感知器 / ※製造業者又は販売業者 (回収委託) O 六フッ化硫黄 (SF6) ガス / ※製造業者又はガス回収業者 (回収委託) - O 再資源化 O 再使用 O 特定化学物質 / O 回収 O 処分
	O 特別管理産業廃棄物リスト	※ 別図による。 図面番号 ( )
環境配慮改修工事 アスベスト処理	O 施工調査等	施工調査 (アスベスト含有建材の有無) 【9.1.1】 ※監督員、工事監理者、請負者立会のもと調査を行う。 目視及び設計図書等による製造年等の確認 O アスベスト含有建材の分析調査 分析方法 O JISA1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による。 ※「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号) による。 分析結果報告書の提出
	O アスベスト含有保温材等の除去及び処分	除去工法 【9.1.1】【9.1.4】 ※手ばらし O ( ) 一時保管場所 ( ) 除去物及び汚染物等の処理 ※密封処理 O セメント固化 処分 O 埋立処分 O 溶解固化
	O アスベスト含有成形板の除去及び処分	除去工法 【9.1.1】【9.1.5】 ※手ばらし O ( ) 一時保管場所 ( ) 処分 O 埋立処分 O
	O 手続き等	※労働基準監督署及び保健所 (奈良市内においては,奈良市環境保全課) に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。
	O 除去後の仕上げ	O 仕上げ表による
	O アスベスト含有材リスト	O ( ) O ( )

独立行政法人国立青少年教育振興機構					令和4年5月		
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事					株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士 (登録193320) 岩崎 平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN	
図面名称	機械設備工事 特記仕様書 (2)				縮尺	A2: 1/100	
図面番号	M-02	室長	係長	技術専門員	担当	設計者	Rev

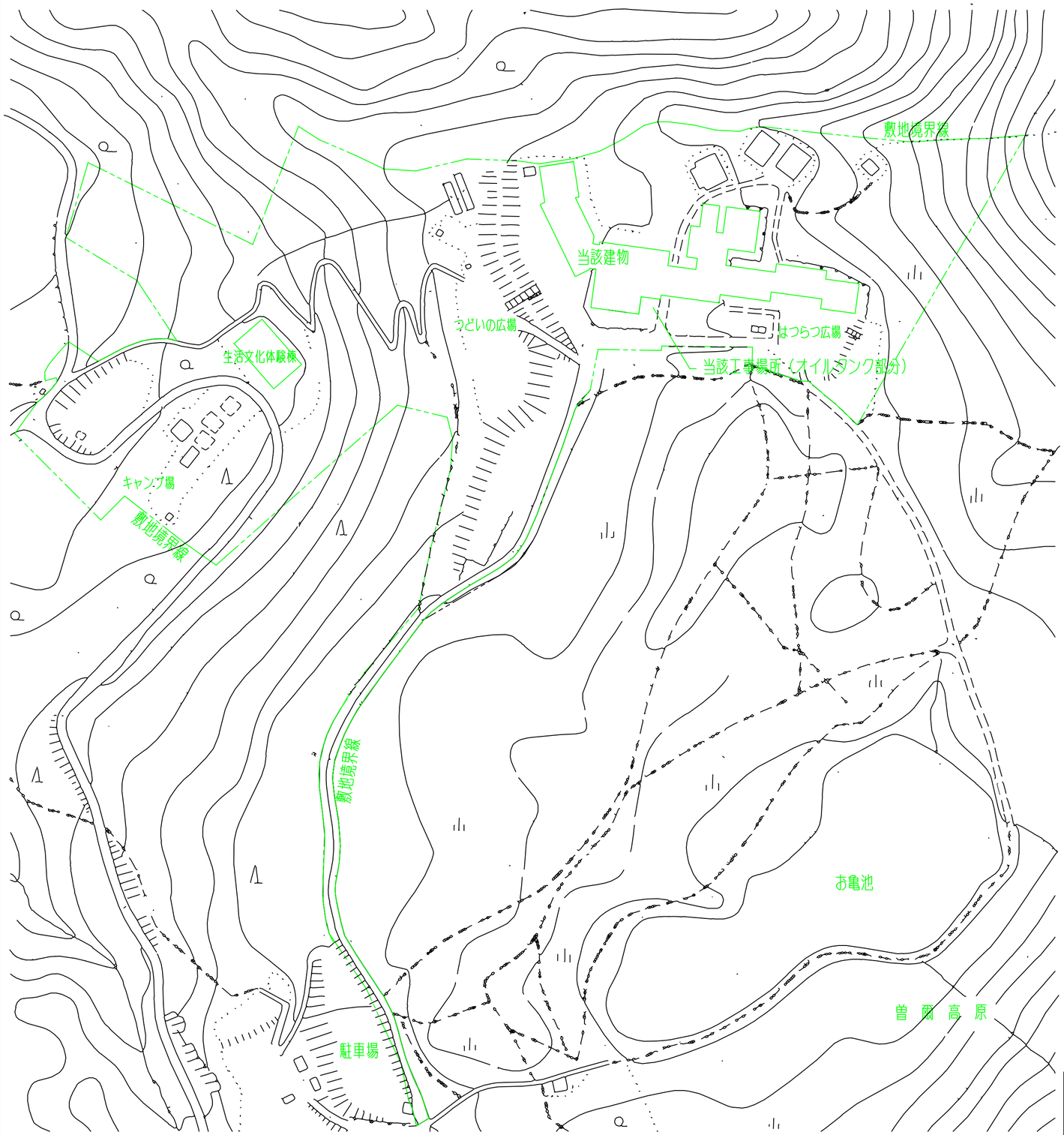

配置図　1/2500

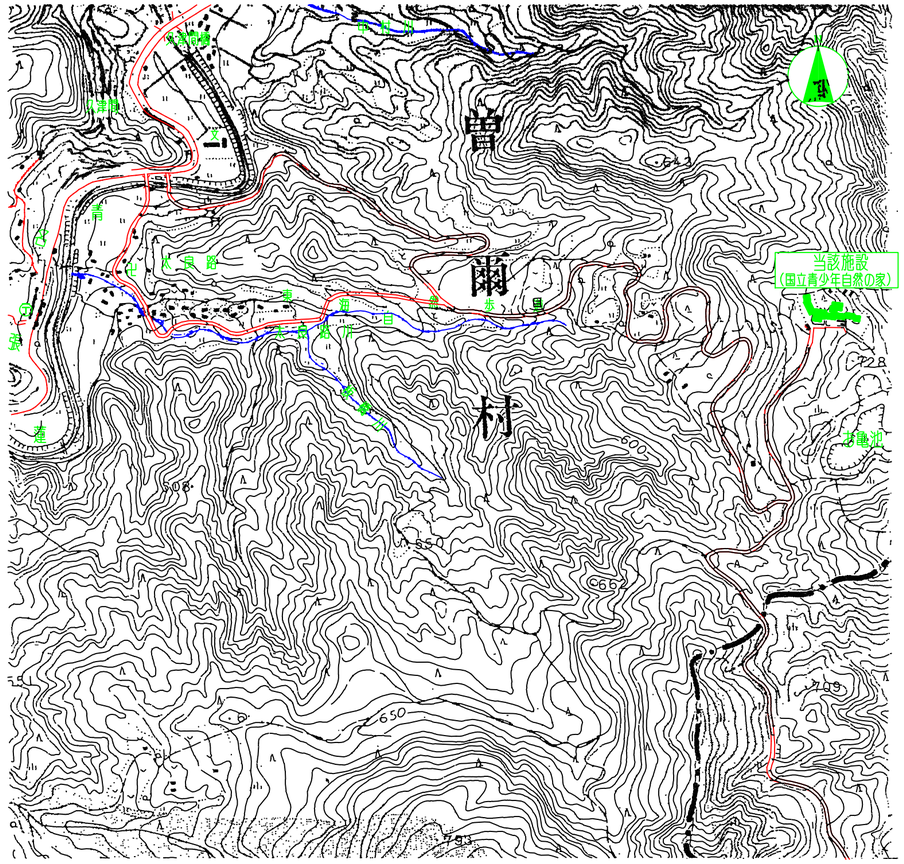

附近見取図　1/15000

独立行政法人国立青少年教育振興機構										令和4年5月			
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事									株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士（登録193320）岩崎　平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN			
図面名称	配置図・付近見取り図						縮尺	A2: 図示					
図面番号	M-03		室長		係長		技術専門員		担当		設計者		Rev

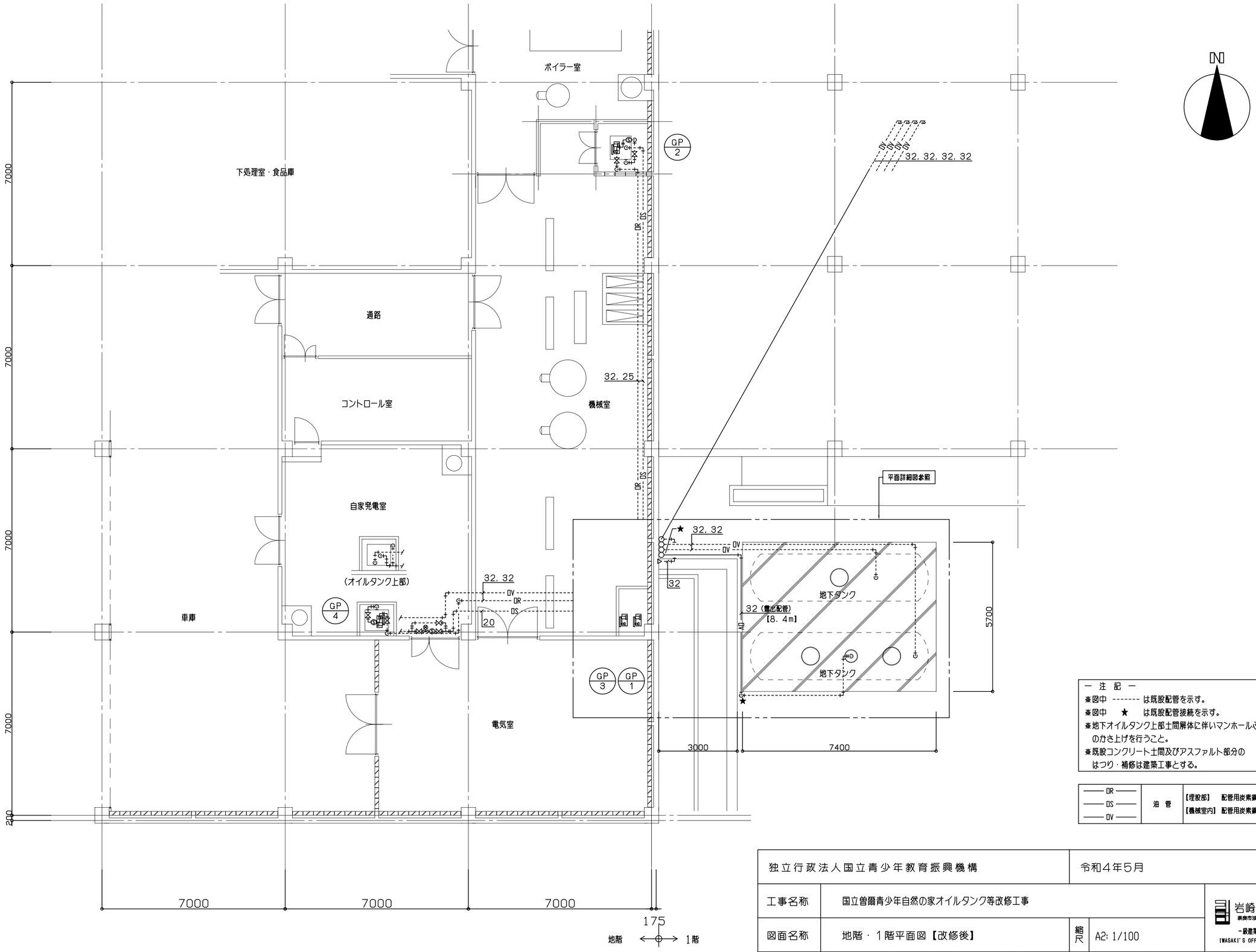

－ 注 記 －

※図中 ------- は既設配管を示す。

※図中 ★ は既設配管接続を示す。

※地下オイルタンク上部土間解体に伴いマンホールふたのかさ上げを行うこと。

※既設コンクリート土間及びアスファルト部分のはつり・補修は建築工事とする。

DR DS DV	油 管	【埋設部】 配管用炭素鋼鋼管（SGP－黒） 【機械室内】 配管用炭素鋼鋼管（SGP－黒）

独立行政法人国立青少年教育振興機構											令和４年５月		
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事										株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士（登録193320）岩崎 平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN		
図面名称	地階・１階平面図【改修後】						縮尺	A2: 1/100					
図面番号	M-04		室長		係長		技術専門員		担当		設計者		Rev

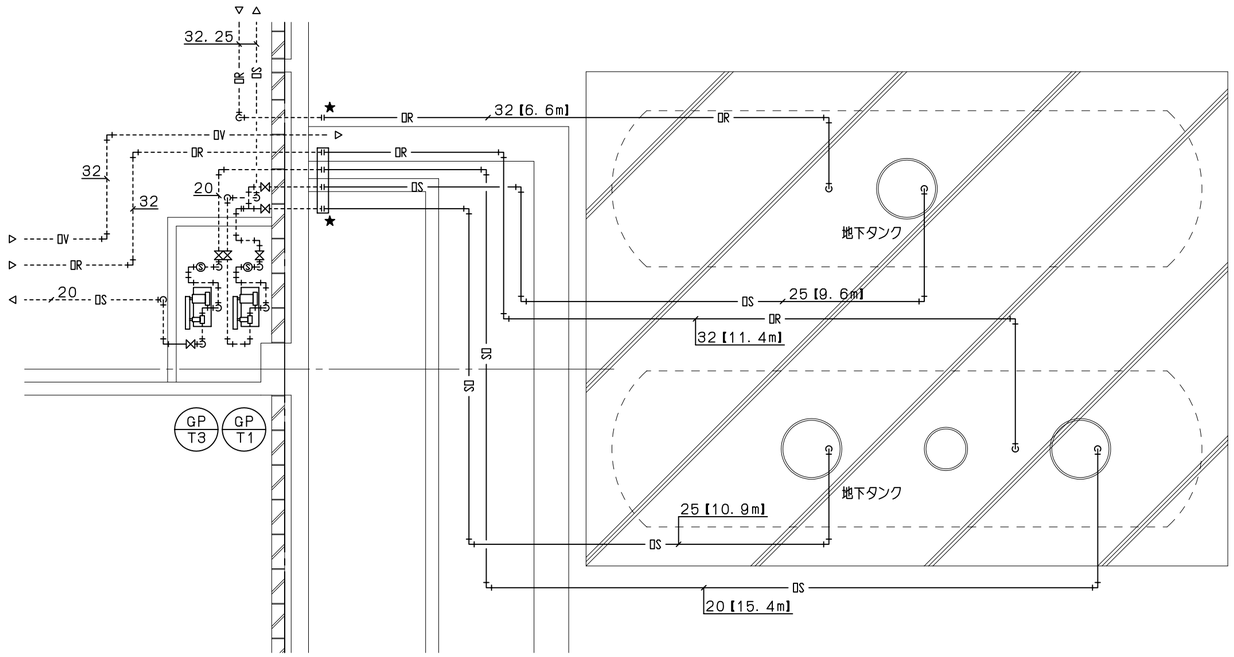

機器明細表

記　号	名　称	仕　　様	電　気		数量	備　考
			電　圧	消費電力		
GP-1	オイルギアポンプ	形 式　Vベルト駆動方式	3φ200V	0. 4KW	1	
GP-2		能 力　7L/min x 0. 29Mpa			1	
GP-3					1	
GP-4					1	

オイルタンク廻り平面詳細図　S=1/50

——DR—— ——DS—— ——DV——	油　管	【埋設部】　配管用炭素鋼鋼管（SGP-黒） 【機械室内】 配管用炭素鋼鋼管（SGP-黒）

ー 注 記 ー
※図中 ------- は既設配管を示す。
※図中　★　は既設配管接続を示す。
※埋設配管は溶接継手とし、溶接部は錆止め塗装後ベトロラタム防食テープ1回巻+防食テープ2回巻とする。
※既設コンクリート土間及びアスファルト部分のはつり・補修は建築工事とする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構										令和4年5月				
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事											株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士（登録193320）岩崎　平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN		
図面名称	機器リスト・オイルタンク廻り平面詳細図【改修後】						縮尺	A2: 1/50						
図面番号	M-05		室長		係長		技術専門員		担当		設計者		Rev	

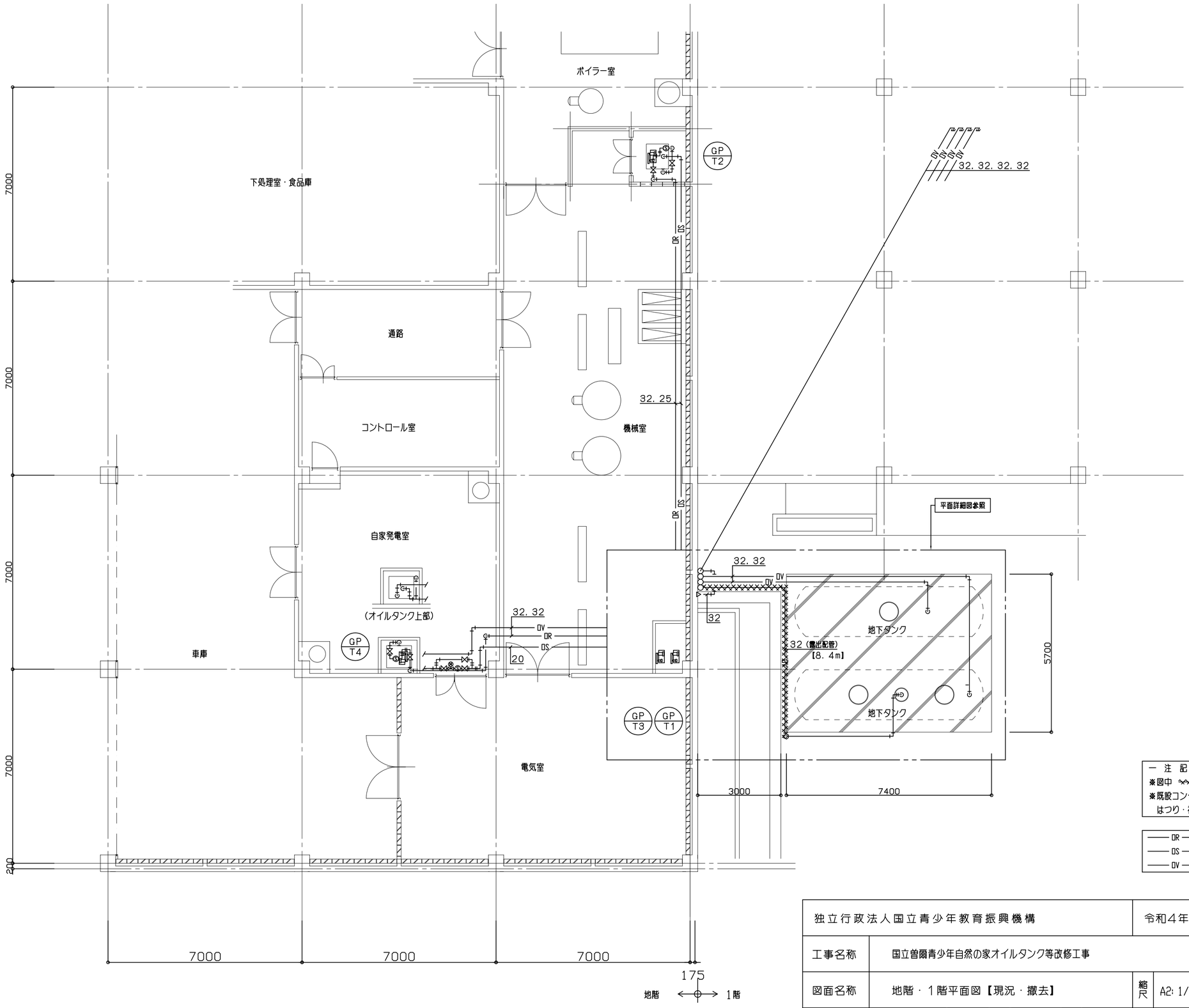

－ 注 記 －
※図中 ～～～～ で示す配管は撤去とする。
※既設コンクリート土間及びアスファルト部分の
はつり・補修は建築工事とする。

DR DS DV	油 管	【埋設部】 配管用炭素鋼鋼管（SGP－黒） 【機械室内】 配管用炭素鋼鋼管（SGP－黒）

独立行政法人国立青少年教育振興機構										令和４年５月			
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事									株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283R			
図面名称	地階・１階平面図【現況・撤去】						縮尺	A2: 1/100		一級建築士（登録193320）岩崎 平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN			
図面番号	M-06		室長		係長		技術専門員		担当		設計者		Rev

機器明細表

記　号	名　称	仕　　様	電　気		数量	備　考
			電　圧	消費電力		
GP-T1	オイルギアポンプ	形 式　Vベルト駆動方式	3φ200V	0.2KW	1	【撤去処分】
GP-T2		能 力　7L/min x 3kg/cm			1	【撤去処分】
GP-T3					1	【撤去処分】
GP-T4					1	【撤去処分】

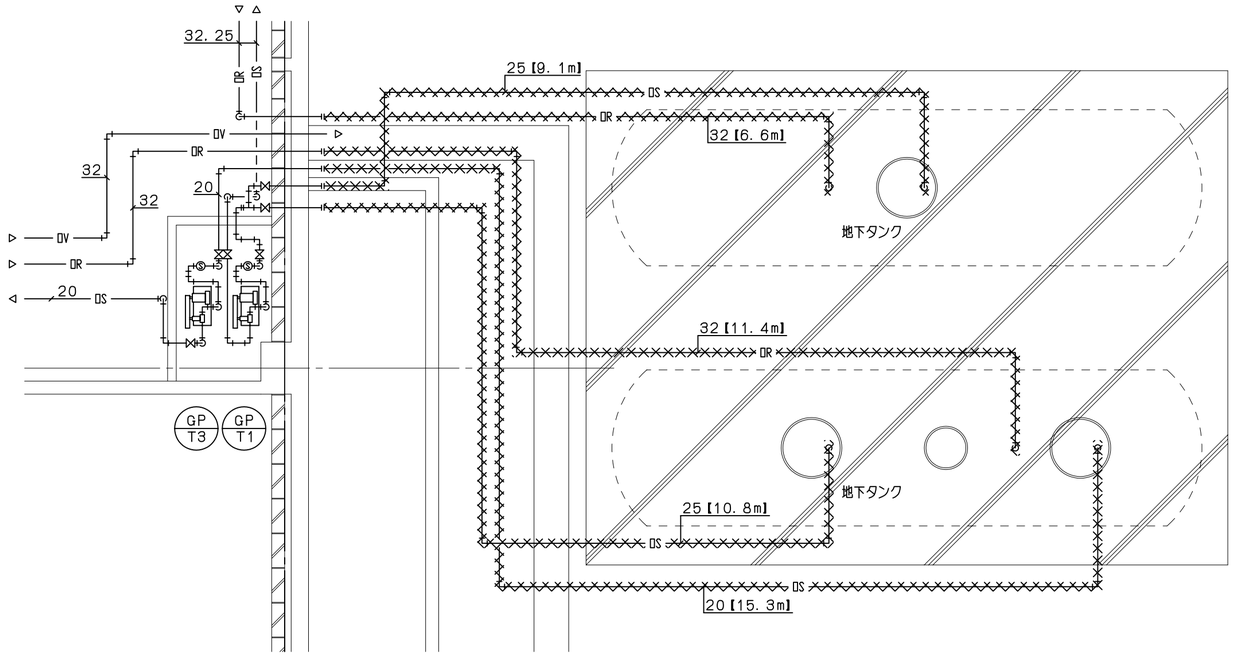

オイルタンク廻り平面詳細図　S=1/50

DR DS DV	油　管	【埋設部】　配管用炭素鋼鋼管（SGP-黒） 【機械室内】 配管用炭素鋼鋼管（SGP-黒）

－ 注　記 －
※図中 ～～～～ で示す配管は撤去とする。
※既設コンクリート土間及びアスファルト部分の
　はつり・補修は建築工事とする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構								令和4年5月					
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事										株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士（登録193320）岩崎　平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN		
図面名称	機器リスト・オイルタンク廻り平面詳細図【現況・撤去】						縮尺	A2: 1/50					
図面番号	M-07		室長		係長		技術専門員		担当		設計者		Rev

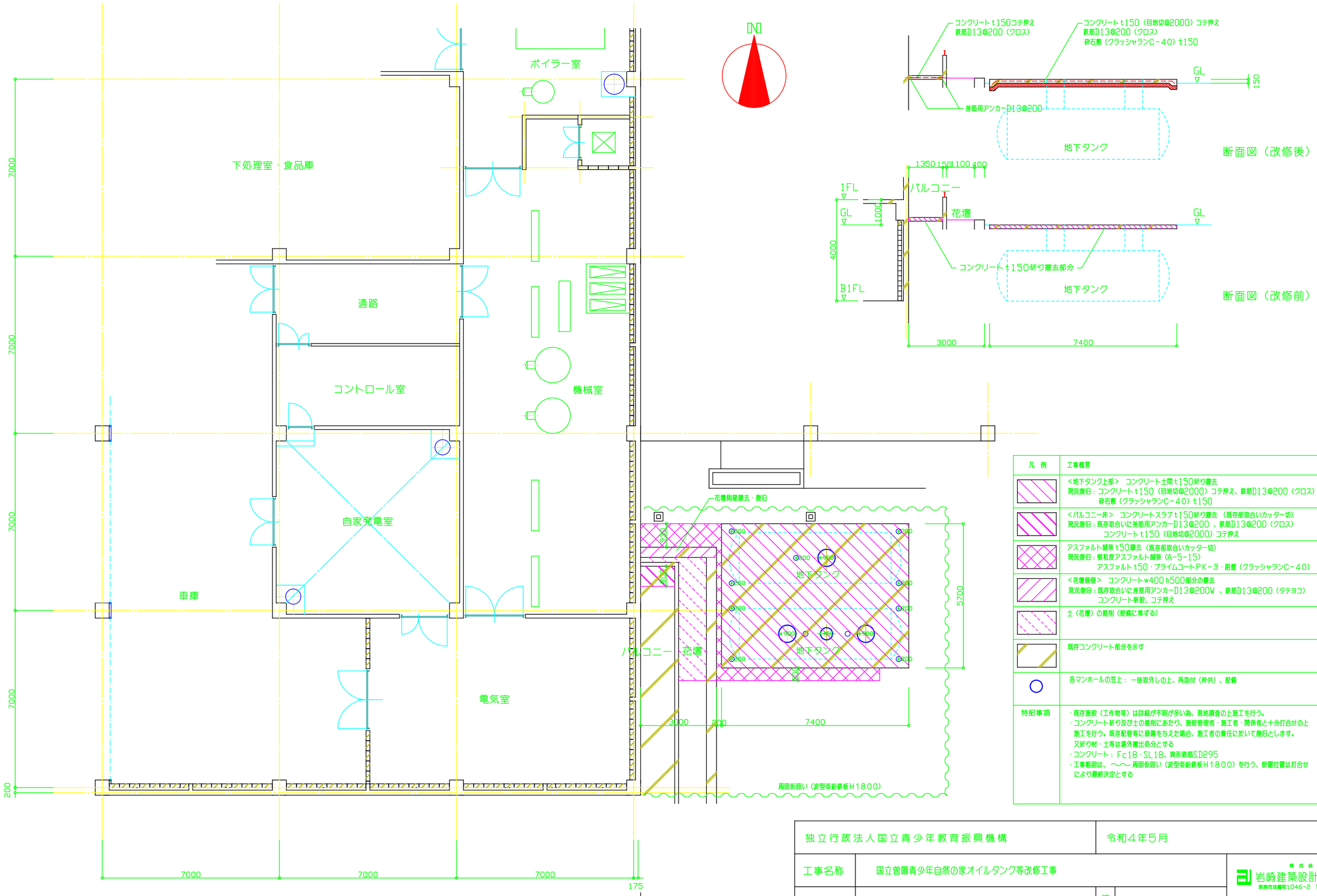

凡例	工事概要
	<地下タンク上部> コンクリート土間t150斫り撤去 現況復旧：コンクリートt150（目地切@2000）コテ押え、鉄筋D13@200（クロス） 砕石敷（クラッシャランC-40）t150
	<バルコニー床> コンクリートスラブt150斫り撤去 （既存部取合いカッター切） 現況復旧：既存取合いに差筋用アンカーD13@200 、鉄筋D13@200（クロス） コンクリートt150（目地切@2000）コテ押え
	アスファルト舗装t50撤去（既存部取合いカッター切） 現況復旧：密粒度アスファルト舗装（A-5-15） アスファルトt50・プライムコートPK-3・路盤（クラッシャランC-40）
	<花壇側壁> コンクリートw400h500部分の撤去 現況復旧：既存取合いに差筋用アンカーD13@200W 、鉄筋D13@200（タテヨコ） コンクリート新設、コテ押え
	土（花壇）の掘削（設備に準ずる）
	既存コンクリート部分を示す
○	各マンホールの笠上：一時取外しの上、再取付（枠共）、設備
特記事項	・既存施設（工作物等）は詳細が不明が多い為、現地調査の上施工を行う。 ・コンクリート斫り及び土の掘削にあたり、施設管理者・施工者・関係者と十分打合せの上施工を行う。既存配管等に損傷を与えた場合、施工者の責任に於いて復旧とします。 又斫り材・土等は場外搬出処分とする ・コンクリート：Fc18・SL18、異形鉄筋SD295 ・工事範囲は、〜〜 周囲仮囲い（波型亜鉛鉄板H1800）を行う、設置位置は打合せにより最終決定とする

独立行政法人国立青少年教育振興機構										令和4年5月		
工事名称	国立曽爾青少年自然の家オイルタンク等改修工事									株式会社 岩崎建築設計事務所 奈良市法蓮町1046-2 TEL 22-2283代 一級建築士（登録193320）岩崎 平 IWASAKI'S OFFICE OF ARCHS & ENGRS JAPAN		
図面名称	地階・1階平面図、断面図						縮尺	A2: 1/100				
図面番号	M-08		室長		係長		技術専門員		担当	設計者	Rev	